

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (うち、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入)
対象者	資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主		制限無し
	資本金3,000万円以下の法人および個人事業主	資本金3,000万円～1億円以下の法人	
措置	即時償却又は10%税額控除	即時償却又は7%税額控除	50%特別償却または5%税額控除 (※1:炭素生産性向上の目標数値が10%以上の計画の場合、税額控除10%) ※税額控除はDX税制と合わせ、法人税額の20%まで
対象設備	機械装置(160万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上)	機械装置(160万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	炭素生産性を向上させる 「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」「構築物」 ※措置対象となる投資額は500億円まで
類型	A類型: 生産性向上設備	B類型: 収益力向上設備	①設備投資以外も含めて、事業者全体の炭素生産性を3年以内に7%以上(※1)向上させる計画の認定 ②上記計画において、導入前後で導入事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備に対して税の優遇措置
要件	生産性が年平均1%以上向上	投資利益率5%以上の投資	
認定の要否	機械工業会等の証明書	国(局)の認定	国(本省)の認定 ただし資本金100億円以下かつ投資額10億円以下の計画は局執行。
期限	令和5年3月31日		令和6年3月31日
備考	発電設備は50%以上の自家消費が必要		発電設備は50%以上の自家消費が必要 PPA(屋根貸し等)は対象外 補助金との併用可能